

第四十六回国会 衆議院 内閣委員会議録 第三十八号

昭和三十一年五月二十八日(木曜日) 午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 徳安 實藏君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 辻 寛一君
- 理事 内藤 隆君 理事 永山 忠則君
- 理事 八田 貞義君 理事 石橋 政嗣君
- 理事 田口 誠治君 理事 山内 広君
- 岩動 道行君 高瀬 傳君
- 塚田 徹君 藤尾 正行君
- 松澤 雄藏君 湊 徹郎君
- 角屋堅次郎君 川俣 清音君
- 中村 高一君 西村 関一君
- 山田 長司君 受田 新吉君
- 山下 榮二君

出席國務大臣

- 農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

- 農林事務官 中西 一郎君
- (大臣官房長)
- 農林事務官 酒折 武弘君
- (園芸局長)
- 農林事務官 武田 誠三君
- (農林水産技術 會議事務局長)
- 食糧庁長官 齋藤 誠君
- 水産庁長官 庄野五一郎君

委員外の出席者

- 専門員 加藤 重喜君

五月二十八日

委員西村関一君が議長の指名として西村関一君が議長の名で委員に選任された。

委員西村関一君が議長に選任につき、その補

第一類第一号

内閣委員會議録第三十八号 昭和三十一年五月二十八日

欠として川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

委員川俣清音君が議長の指名として角屋堅次郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員角屋堅次郎君が議長の指名として西村関一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○徳安委員長 これより會議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

○西村(関)委員 二、三の点について、主として大臣にお伺いをいたします。

第一は、植物ウイルス研究所の新設に關してでございます。第四十三國會におきまして、農林水産委員会における湯山實員に対して、政府委員からの答弁がなされておるのでございます。ただ植物だけではなくて、家畜なり魚類なり未開の分野に対するところの研究もあわせ行なうべきである、ただ大学のウイルス研究所だけにまかしてお

かないで、こういう方面の開拓もしてはどうかという質問に対して、政府委員のほうからは、できるだけ研究の範囲を広げていきたい、こういうような御答弁があったのでございます。今度出てまいりました改正案を見ましても、やはり植物ウイルス研究所と、植物に限定されておられるところは、前の質問応答の中におけるところの答弁と若干違つてきておられるというふうに考えられますが、やはり湯山委員が指摘いたしましたように、この種の研究は、ただ大学の研究だけにまかしておかないで、農林省としてはやはり根本的な試験研究機関の充実をはかっていかなければならないと考へますが、その点につきまして、大臣のお考えを伺いたい。

○赤城國務大臣 ごもつともな御指摘でございます。そこで、動物につきましてもウイルス研究はすべきものだ、こういうことで――ただ、植物よりも先に、動物につきましても、従来の京都の研究その他におきましても研究を進めておられるわけでありまして、私、技術的に、学問的によく知りませんが、植物と動物とのウイルスにつきましても、いささか性質が違ふ点もあるようでございますので、動物につきましても、いま申し上げましたように、研究を進め、また畜産試験場等におきましても、その研究を土台としてなされておるといふことでございますので、このたびは、植物について特に研究する機関を持つておりませんので、

植物のウイルス研究所を設けた、こういう趣旨でございます。

○西村(関)委員 農林水産行政の中にございまして、試験研究機関の重要性というものは、私からいままら申し上げるまでもないことではございますが、そういう観点から考へますと、農林省の試験研究機関は、内容において、また特に予算において、非常に弱いという感じがいますのでございまして、その点につきまして、じみな、あまり外にあらわれてこないような、しかも根本的な、基本的な大事な試験研究に従事している学者、技術者、そういう方々の研究をもつと行政の面に生かしていくために、試験研究機関を整備拡充していく、もつと予算をふやして、後願の憂いなく十二分に研究ができる、そしてこれが長い目から見ると農民の利益に反映してくるというようにすることが望まれると思つてございまして、そういう点に対して、私は試験研究機関が特に弱いという感じを受けるのでございまして。これらの農林業や水産業に従事している国民の多くの人々に対して、農林行政が今後より高度な施策を行なっていく上からも、試験研究機関がもつと充実されなければいかぬというふうに思つてございまして、その点、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○赤城國務大臣 農林省関係ばかりでございませぬが、技術革新といわれておられるような時代でもありますし、農林省におきましては、最も基礎的な問

題としての技術研究機関を充実いたしまして、それが實際面に適用、拡大されようかと。感じも痛切に必要だと存じます。感じも痛切に必要だと存じます。感じも痛切に必要だと存じます。

○西村(関)委員 私は地方に出張いたしますと、機会があれば試験研究機関をおたずねいたしました。その施設の内容を拝見したり、またそこで研究に従事しておられる方々の実情を伺つたことにとつとめてまいつておるのでございますが、そのことを通して痛感いたしますことは、いま大臣も仰せになりましたように、こういうじ

みな仕事に当たる人は、民間の会社等が非常に優遇いたしますから、優秀な技術者がどんどん民間に行ってしまうということ等もありまして、とどまっています人は、非常に苦勞しながら、民間と比べて劣悪な待遇のもとにやっておられるのでありまして、こういう方々に対して国はもっと厚く報いていくということをしなさいと、なかなか人材を得るといふことも私はむずかしいと思うのでございます。また、ただそこじっとしておいては研究できない。あつちこち出張していろいろな研究の交換をやるといふこともやらないと、実りのある研究をすることができないといふことがあります。しかし、旅費がない、一年一べん出張したら、もうあと旅費がないというふうな状態のところ、かなり多いようございませう。それからまた、特にへんびなどどこにある試験研究機関に従事する人々に対しては、都会地にある人々と比べて、暖房設備でありますとか、あるいは住宅施設でありますとかいふようなもの等についても、格差がある。これはアメリカあたりの例から見ますならば、むしろそういうところで不便を忍んで研究に従事している人々に対しては、一般の公務員よりはもっと厚く待遇している。そうして子供の教育等についても後願の憂いのないようにして、思う存分の研究のできるようにしてあります。私も、そういう実情をアメリカに参りましたときに見てまいりましたが、それと比べて、むしろ厚く過ぎなければならぬところが非常に悪い状態へ追いやられておられるという感じが、まだ改まっていないという感じを

受けるのでございます。こういう点につきまして、今後これは改善していきたいというふうに大臣もお考えのようでございますが、そういう実情をよく大臣見ていただいて、そうしてむしろそういうところの試験研究に従事する人をこそ優遇していく、こういうことが、私は農林行政の責任の地位にあられる大臣のお考えいただかなければならぬ点ではないかと思うのでございませうが、特にそういうことを感じますので、この点に關連をいたしました大臣の御所信を伺っておる次第なのでございますが、もう一度その点について大臣の御所信を承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 確かに御指摘のとおりと思ひます。アメリカ等におきましても、あるいはソ連等におきましても、非常に技術者を尊重し、待遇をよくしておるように私も承知しております。日本におきましても、その点におきましては技術者の待遇をよくしていこうという傾向は非常に強いのでございませうけれども、何といたしまして、高度成長下の経済界におきまして、学校出身者等におきましても、民間のほうへ給与等がよいものですから行くし、官庁關係の研究のほうに対する待遇がそれに及ばない、こういう傾向は、私も認めざるを得ないと思ひます。でございますので、待遇の改善、あるいは環境の整備、研究費の増額等につきましては、なお一そうよくしていききたいと思ひます。実はことしにつきましても、これはそういう実質的な問題じゃないのですけれども、形式的な問題で、この設置法の改正の中に、実は技術者の待遇をよくする一つとして次官制度を置こうか、こういうこと

で実は相当財政当局等とも折衝いたしましたのでございませうが、私がそれを考えたのが非常におそいところでございませうので、この設置法の中へ盛るようなところまで話が詰まりませんで、設置法に出すことができなかったものでございませうが、こういうことも一つの励みといひますか、こういうことで、次官制度などもどうだろうかということでも検討もいたしておる次第でございませうので、待遇あるいは研究費の増額の問題、環境の問題に一そう意を用いてこれを進めていきたい、こう考えております。

○西村(関)委員 第二の質問は、食糧庁の業務部の所掌事務の整理統合についてでございますが、この期に整理統合をなさるところの根本的な理由はどこにあるのでございませうか、食糧管理制度と關係を持つ改正をなさるところをお考えなものでございませうか、その点をお伺いしたいと思ひます。と申しますのは、大臣が言明しておられます米価のストライド方式、私どもはまだ委員会等において正式に大臣の御見解を承っておりませんが、新聞等によりますと、大臣のお述べになったことが出ておりますが、どういふところに真意があるのか、今度の業務部の所掌事務の整理統合についての改正とどういふ關係を持つのかということをお明かにしていただきたいと思ひます。理由も、ストライド制をお考えになります理由も、これはわからぬでございませう。しかし、これが趣旨を誤り、運営をはき違えますと、生産者米価がきめられるときに、消費者側から、ストライドするのだからということ、生産者米価を安く押えられるという空気が出てくる。きらいが多分にあるというところを思ひます。でございますが、そういう点と關連をいたしまして、生産者側の立場に立つて、今度の改正がどういふところにねらいを持っているか。また大臣が述べになりましたこのストライド制の大臣のお考えの根本の趣旨は、どこにあるのか。それとどういふ關係にあるのか。食糧管理制度等と關係を持って今後処理していこうとなさるのであるか。そういう点をお伺いしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 ただいま提案いたしております機構の改革案は、食糧制度を改めようというものと、關連はございませぬ。内部の事務の能率化、すなわち米の買入れ等が、国内ばかりでなく、輸入等も含めて、総合的に所管したほうが需給状況などを見る上においてもよろしい、こういうことなのでございませうので、食糧制度と關連を持つての機構の改革ではございませぬ。そこで、生産者米価と消費者米価とをストライドすることを研究してみたらどうかというふうに、私も事務当局にも命じております。その考え方としては、生産者米価は、生産者所得補償方式という形で決定されておりますが、消費者米価は、家計をそこなわぬといふことで、消費者米価の一つの決定基準が出ております。しかし、これは直接的と言ひますか、關連が非常に薄い、こういうふうに見ております。でありますので、生産者米価が上ったというところになった場合に、これを全部国で負担すべきものかどうか、こういう点につきましては、よく検討する必要があるのじゃないか。社会保障制度的なものだと、こうは言われておりますけれども、富裕な人にまで国が社会保障制度的に消費者米価を安くしてやっていくということ、當を得ているかどうか、こういう点から考えますと、生産者米価が生産者所得補償方式で決定された。その中の一部分の要素は、消費者も負担していい要素があるのじゃないか、ファクターがあるのじゃないか。当然国が全部その分を負担するといふことでなくて、幾ぶんは負担する要素も、検討してみたらあるのじゃないか。これをストライドして、たとえは千円上ったたら千円消費者米価を上げると、こういうことじゃなくて、千円上った場合に、あるいは百円か幾らか、何分の一かは消費者も負担すべきファクターを研究して、生産者米価と消費者米価の關連を持つような価格決定方式といふものはないものであろうか。こういう検討をいたしておるわけで、決定しておるわけではございませぬ。そこで、その結果がどうなるかというところ、いま御指摘のように、消費者米価を上げられては困るといふので、引きずって生産者米価を上げさせないという政治的な動きもあろうかと思ひます。それから一面においては、消費者米価もある程度上がるのだといふことであるならば、生産者米価も底上げして、政府だけのあれでなくて、もう少し上げていいのだからと思ひます。政治的には二面出てくると思ひます。しかし、前段いま御指摘のような面が強く、いま消費者は王様ですから、消費者の王様の動きのほうは非常に強くなるかと思つております。しかし、その關連というものは、ひとつ検

討してみたらどうかということをお願いして、結論が出ておるわけではございません。同時に、消費者米価はこじ上げないと言っているが、そういう案でもできれば途中から上げるんじゃないか、こういう疑問も持たれておるようでございますけれども、その点は、この方式というものがかりに合理的にできたという点も、消費者米価を上げるという点も、こじ上げないでございませぬ。その点は念のために申し上げておきます。

以上のような考え方で検討を進めておる次第でございます。

○西村(関)委員 この改正が、食糧制度と全然関係は持たない。海外から米を輸入する場合のこともあるから、必要に応じて、円滑に業務を行なうための改正であるから、食糧制度には関係ないんだというふうに答弁せられましたが、私は、いまのスライド制の問題につきましては、幾多の疑問を持っておりますが、しかし、そういう検討を始めておられるという大臣の御意図もわからぬじゃない。わからぬじゃないのですが、いまの御答弁だけでは私は満足ができませんので、これは関係がないということでございませぬから、別の機会に農林水産委員会におきまして、またお尋ねをすることにいたしまして、他の同僚議員も質問を待機しておられますから、私はいまの大臣の御説明だけでは納得がまだまいっておりませんが、これは別の機会にさらによくお伺いをいたしたいと思っております。次の質問に移りたいと思っております。

私は、三点だけをきょうは御質問をするので、あともう一問だけで終わりたいと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

それは国有林野管理審議会設置に關してでございますが、これが中央森林審議会及び今国会に提出中の林業基本法で予定しておられるところの、林政審議会と、どういふ関係にあるかというところ、また、各管轄局に十くらい置こうというのでありますから、そういうような外局である林野庁の地方支分部局であるところの管轄局に、審議会を設けるということについての権限の問題、そういう点をまずお伺いをいたしたいと思っております。これは先般の本委員会におきまして質問があり、答弁があったということでございますから、これはまたその方面の會議録をよく読みまして、きょうは時間がありませぬから、私の疑問とするところをお伺いいたさないことにいたします。有林野の払い下げについての基本的な政府のお考えを伺いたいと思っております。

これはすでに中央森林審議会の答申も出ておりますし、また自民党のほうから、自民懇談会の特別措置がまとめられて、立法化への一つの見解が承知しておりますし、社会党からも、御承知のとおり、これに対する見解が出ておるのであります。こういう情勢の中で、国有林野の払い下げにつきましては、どういふ基本的なお考えを持っておいでになるか。いろいろなさういふ考え方が出ておりますが、政府とい

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

○赤城國務大臣 再々申し上げておきますように、国有林、民有林を問わず、林野が国土の保全に相当重大な寄与をしておる存在であることは、申し上げるまでもございませぬ。特に国有地におきましては、沿山治水、あるいは国民の保健その他につきまして、大きな役割りを演じております。同時にまた、林業といたしまして、木材資源の持続的生産という面からも、重大な役割りを持っております。その両面をそこなわれない限度におきまして、あるいは農業構造改善のために、あるいは草地造成等のために、あるいは農民の福祉等のために、ある程度の国有林の払い下げというものは必要であらう、こういうふうな考えをしております。きょういふふうな考えをしております。先ほどお話が出ました中央森林審議会の意見とか、あるいは森林法の根本精神とか、あるいは今度の林業基本法の考え方等につとめて慎重にやっております。先ほどお話が出ました管轄局等におきましても、具体的にさういふ申請が出た場合に、その適否につきましては、価格等も含まれると思っておりますが、適否等についての諮問をするということでございますので、いわゆる慎重を期する一つの方法としての管轄局における審議会、こういうことでございます。それから、方針といたしましては、むやみやたらに開放するということよな考え方はございませぬ。むしろ慎重に運ばなくちゃならぬというふうな気持ちでございます。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

○西村(関)委員 国土の保全に必要なものは残しておくのだが、さらに農業用地として、林業用地として、あるいは公共用地として活用される場合においては払い下げをするという根本的な方針であるというところは、私もよくわかるのであります。従来さういふ根本的な方針に沿わないような動きが相違あったし、現在もあるというふうなことは承知してはいるのであります。いま、農業用地として、林業用地として、あるいは公共用地として、それぞれの関係の団体あるいは地方自治体等に払い下げをされるならばわかるんですけれども、いわゆる営利を目的とするところの会社、事業団体等に払い下げられるという場合が、過去においてもあつたし、現在もさういふ動きが出てきておる。しかも、それと関係をして有力な政界人が背後にあつてそれを動かしておる、こういう、いま大臣のお述べになりましたような根本的な趣旨と違つた、営利を目的とする、しかもそれが政界政治につながるような形で、一部の動きがあることは、厳に戒しめなければならぬ点だと思つて。私は、ここで具体的な事例を申し上げませぬ。時間もありませんし、この委員会の権威にもかかりませぬから、私は申し上げませぬが、さういふような動きがあることは、大臣は御承知だらうと思つておる。これに対して、いま大臣のお述べになりましたような基本的な姿勢をくささないで、どこまでも農民のために、林業者のために、あるいは公共施設のために、道路をつくるか水路をつくるかというところのために必要欠くべからざるものには開放するけれども、しかし、営利を目的とする

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

る、しかもそれが一部の権力者につながるというふうな形のものに対しては、開放すべきでないという考え方を私は持つのでございませぬが、さういふ点について、大臣の基本的な姿勢、またお考えを伺いたいと思つておる。

○赤城國務大臣 お話のような事例、あるいは会計検査院の指摘等もあつたので、私も承知いたしております。そこで、かりに営利を目的とするようなことである場合、私はそのまゝ、実は私になつてから、開放といひますか、払い下げはいたしておりませぬ。必ずその土地が国土保全のための要はなくなつておるかというふうなことを詳細に調べ、同時にまた、それとかえ地といひますか、國のほうへかえ地を提供するように、いわゆる交換をさせていただきますが、交換をして国有林として保持すべきものを提供させるというふうなことをやつてきた例は、私になつてからもあります。でございますので、営利を目的とするために国有林の開放ということ、厳に慎まなければならぬ。まあ開放してもよからうというふうな場合があるといひましたとしても、交換等によつて国有林を増して、そして国土保全に寄与できるようになつておる方法等をとつておるわけでございまして、御趣旨は、御指摘のとおりに堅持していくつもりでございます。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

たしと思っております。他の問題もございませぬが、すでに内閣委員会の同僚の委員諸公が質問をしておられる点もあらうと思っております。私は、もう一点だけお伺いをいたしまして、質問を終りたいと思っております。

いのですが、地方自治体が地方自治の発展のために国有林野の開放をしてもらいたいというのを願って出ているのに、それを押えて、そして非常に財力のある、金力のある、権力のある方面からの動きに同調していくようなことがあってはならない。そういうことが起こる心配が多分にあるわけなのでございまして、また現に、ああいうところが出てきたのじゃ、とてもわれわれのようなちっぽけな自治体ではやれませんが、引込んでおる事例もありません。具体的な名前を申し上げませんが、これは大臣御存じだと思っております。そういうようなことがあつては、大臣のお述べになりました国有林野の開放の趣旨に反すると私は思うのでございまして。また、国民の声にも反すると思つてございまして。そういう点を申し上げておるのでございまして、その点、年度の改正法によって十の各管林局に審議会ができませんのもそういう趣旨だ、そういうことを是正していこう、そういうことを公平にやっしていこう、間違いないようにやっしていこうという趣旨からつくつたのだというふうにお述べになりましたが、この点につきましては、弊害が伴つておられますし、現に伴う危険が多分にごさいますから、大臣の御趣旨が十分に各管林局にも、また管林署まで徹底いたしますように、十分に御配慮願いたいと思つて存じます。

閣委員会に付託されております農林省設置法の中で、大いに今後試験研究を充実させようとする意図のものとの改正については、むしろおそきに失したという感じは持ちますけれども、その趣旨は最もとするとところでございまして。しかしながら、機構だけを充実させる前に、もう一ぺん考え直さなければならぬ事態が、農林省の試験研究の中にあるのではないかと感じます。その要点は、一つは日本のような気候風土というものについての認識が、試験研究の中に足りないのではないかと、という点であります。すなわち、気候風土によって病虫害の発生する余地が非常に多い。または天候と申しますか、自然的環境の中における風水害等の影響を日本は非常に受けやすい。そういう中においての試験研究でありますために、相当長期の試験研究をしなければならぬのに、どういうわけか、これは大蔵省の關係もあるかと思つて、実はきょう大蔵省の主計官にも来ていたところと思つたのですが、国の予算の効率的使用ということを盛んに大蔵省が言いながら、試験研究が中途はんばに終わりますならば、前の経費というものがむだになるようなケースがあります。たとえれば例を一つ具体的にあげたほうが大臣おわかりになると思うのですが、今後日本の植物たん白質の資源としての豆類の増産も考えられておるわけですが、病虫害に非常におかされやすい。これを耐病性のある品種にしていこうということで、研究が相当進んでおるわけですが、研究が相当進んでおるわけでも、これを一般にふえんするためには、もう少し研究を継続しなければならぬ。

できない。それでなければ品種の固定ができない。いわゆる改良品種をつくるに固定しなければ、農家は利用できないわけですね。ところが、まだ固定しない前に、もう予算は打ち切りだ。新しいことならばまたやらせるけれども、もう継続の費用は要らないだろう、こういうことが行なわれておる。これは大蔵省の考へると、あるいはそうかもしれないですね。一方新規要求はけしからぬといつて削減しながら、こういう継続研究を要するものについては理解がない。大蔵省が理解がなければ、農林省も理解がないのじゃないかと思つたのです。植物というものはそういうものだから、理解の上で立つておるべきが、農林省だと私は思つておる。それをどうして一体途中で打ち切りしなければならぬのか。せっかく試験研究したものを、成果がまだ十分あらわれないうちに継続費を切つてしまつたという事は、試験研究したものの熱意というものを削除するばかりでなく、効果をもたらすことができないうちにやめるというふうなことは、これは試験研究にならないと思つておる。こういう点で、大臣どういふふうにお考えになっておられますか。おそろくそんなことはないであらうという事ならば、私は実例をあげて申し上げさせていただきます。

○赤城国務大臣 全くそのとおりです。一年に一回しかとれない作物の品種改良などをやるには、相当の年数を必要とするわけで、一年や二年ですぐ品種改良——耐病虫害等の豆類等もできるはずがないので、そういうことではならない、打ち切つてしまつてはならないと思つておる。大体三年間くらい試験をやらせまして、そのあとは経費で通常の試験をやるといふ方針でございますけれども、根本的な考え方は、いまのお説のとおりです。これはやはり財政当局ともよく話したいと思つておる。途中でやめては何にもならぬ問題だと思つておる。また、中途でやめられない研究でございまして、ございまして、よく留意しておきませう。

○川俣委員 次にお尋ねいたしますが、青森の上北にありますバレイシヨの原原種圃であります。これは最初にはあすこは森林地帯であつて、あすこに濃霧が襲うために、季節風が襲うために、森林によつてある程度濃霧その他の災害を防いでおる。行つてみると、もつたいないような原野が放任されておる。そこに弥栄という開拓村ができると同時に、その隣にバレイシヨの原原種圃がございまして。最初行つたころは木をみな切つておつた。原原種圃で伐採しておつた。ところが、最近行つてごらん下さい。また木を植えておる。なぜかといつて、風のために土壌が埋まつてしまつた。砂丘ができて、原原種圃の目的が達成できない。これはほかの研究所がどういふことになつたならば別ですけれども、農林省というものは、林野庁を持つておられます。森林のことについて理解がなければならぬ。総体的にです。それが木を切つたならば砂丘ができるというふうなことは、常識的にわかつていなければならぬはずだと思つておる。どの程度かはわからないにしても……。それを切つてしまつて、いまではもう一度植

えかえなければならぬ。原原種圃の苗畑を払つて、もう一度木を植えておる。これは農林省の研究機関としては、どうかという感じがするのです。これは気候風土に対する理解というものがないんじゃないかというところが一つ、森林に対する理解がないために、こういう結果が起こるんじゃないかと思つておる。だから私は、原原種圃をもう一度つくられるようですが、反対じゃない。非常にけつこうなことです。が、少なくともそういう風土的影響というものを念頭に入れなければならぬのが、日本の気象条件ではないか。気象条件についてあまりにも農林省が無理解なところからくる農業災害というものが起こるのではないかと、構想改善によつていろいろな事業をされることはけつこうだ。しかしながら、風土的な災害というものを考慮しない農業構造改善なんというものは、非常な危険なものであるし、それにおびえてしまつたことになつたならば、今後の構造改善に大きなマイナスを来たすのではないかと思つておる。農林省の統計を見ましても、もちろん気象庁から出ている気象、雨量、あるいは温度、あるいは季節風などの解説が出ておる。農林省でも農林統計を出される場合において、こういうものをやはり参考にするような統計を写しかえをしておくことが、今後の農業経営を進める上に非常に大切なんだ。日本の農業の大きな欠陥は、災害によつてマイナスを受けることです。ですから、構造改善ということになりますならば、災害対策ということを考慮しなければならぬんじゃないか。それなのに、構造改善の中に、こういうものをやれば

いいんだとすることはありますけれども、気候風土に合うということについても考えておられないわけじゃないと思う。なぜかという、農林省の人が手紙を出しますときに、きょうは天気がいいとか悪いとかいうことを必ず言われる。それほど天候の変化の大きいところにおられるわけです。それ

いながら、農業をやる場合に最も影響を受ける気象条件については、無関心であるのではない。いろいろな統計を出しておられますけれども、これが非常に大きな要素になるんだということを感じます。こういう点について、大臣は一段と農林省の考え方を

——気象によっていろいろな影響を受ける農業をやっておるんだという考え方がなければならぬんじゃないかと思う。これは一つのあれですが、そこでこれを具体的に申しますと、たとえば林野庁で、かつてこれは気象庁も資料をとれなかった山間における雨量あるいは風向のロポット計を持ったこととがあるが、ロポット雨量計、これを

もうおやめになつておる。こういうものを長期に何年となくやって、初めていい資料というか、将来使い得る資料が出てくるのだと思う。これは三年か四年でやめてしまったのでは、三年か四年間の資料はとれるけれども、今後の方策をきめる資料にはならないと思うのです。またもう一つあります。こ

れは食糧庁がおられないから、大臣に聞きたいのですけれども、食糧の検査員が非常に不足である。しかし不足だからといって、常時検査員をつけることは、食糧会計からいってなかなか耐えられないわけですね。そこで小倉長官のときに、あの人は非常に合理主義者

ですから、合理的に検査員を配分しようということ、計画検査というものをやった。だからだと検査を受けないで、一定の日に全部検査する。そこには検査員を動員してやる、こういう案です。案自体は悪くはないのです。なかなか企画性に富んだ案であることは、私も認めます。しかし、その中に

天候というものを全然考えてない。天気が悪ければ調製がおくれないので、雨の日であろうと、天気の日であろうと、計画どおりやろう、こういうことなんです。そのために一日ずれ、二日ずれ、最後になると一週間、十日というものが

がずれてきて、農民は必ず集まらなければならぬ、受検者は来なければならぬということになってきて、何も便利でなくなってきた。天候にずっと恵まれるならば、非常に効率的な検査ができるわけですが、天候が一たび狂うと、この計画的なものが、むしろ無計画な検査ということになってきて

おるわけですね。こういうことも天候に対する理解というものが、確かに検査員を有効に使うという、机上的には非常に進んだ政策だと私は思うのですが、天候というものを考えていなかった。ですから、いろいろ試験研究をやられることはけっこうですが、

それと同時に、これに対応するような対応性のあるものをつくるのが研究の対象になっていかなければ、農林省としては不十分じゃないか。たとえば医学界でも、もちろん生理医学も必要でございませうけれども、やはり臨床医学が必要になってきたという点から見ましても、単なる研究ばかりでなしに、どうしてこれを農業に活用

するかということの研究もあわせて行なわなければ、臨床医学と同じように、やはり農業に適する対策というものがなければ、農林省としての試験研究は十分じゃないのじゃないかと思うのです。大臣に答弁しやすいように御質問したのですが……

○赤城国務大臣 私に答弁を川俣さんがすっかりしていただいたようなもので、全面的に風土とか気候、そういうものとの関連において農業というものは成り立っておるものではないかというので、その関連を抜きにして、いろいろ試験研究をいたしたのでは、効果がな

い場合が非常に多いと思います。青森等の例も、私も聞いておりました。防風林を植えておる。たまたまそこに原原種農場があったのでありますが、連絡が不十分であった、あるいは調査

ト雨量計等は、まだやっておるということを開いておりますが、こういう点なども、なおよく御注意の点を徹底させていきたいと思います。要するに、私ども農業者といたしましては、朝起きれば天候を見、またあいつつも天候のあいさつです。それぐらいに気候風土に支配されているわけですから、研究のために一そう気候風土を十分んしゃくして研究を進めていくことを

特段に督励指導したい、こう考えております。○川俣委員 研究者は、研究中にそういう気候に非常に影響を受けるものから、これは無関心ではないかと思うのです。予算的にそういうものを見てくれない。こととして終わる予定だが、気候の影響を受けまして中途に

なっている場合がたくさんある。しかし、初めからの計画が三年だから、三年で終わらぬ、こういうことになってはならぬのではないかと、この点で試験研究に当たる人は、非常に熱心

に、しかも大きな努力を払ってやっているのではありませんか、最も恵まれない境遇であるけれども、自分の学識を生かす上から非常に忠実に、熱心にやっておられる。それを途中で効果のないようなこととするのは、非常に惜しいことだというふうに考えるわけですか

ら、特にこの点を強調したわけですね。あるいはロポット計をやっているというのですが、いまやっていないというふうですが、必ずしも言ったのではない。さらに私も一基なり二基なりを追加しなければ、ほんとうの山の風雨をキャッチできないというところがあるにかかわらず、足りないために

総体をつかめないという欠陥が出てきている。いま設けてあるところで移さなければならぬところも出てまいりましようし、そういう移転の予算等については十分でない。それからもう一つは、大臣御承知のとおり、こういうものは、単に森林経営上必要なのではなくて、むしろ一般の災害防止のためのものでありますから、こういう経費は、特別会計の中で負担させるよりも、一般会計で負担させるというふう

に考えていかなければならぬんじゃないかと思うのです。そういう支出も独立採算制の特別会計の中でやらせようとするのは、無理なことだと思

う。森林経営に直接関係があるのなら別ですけれども、そういう点について特段の考慮の必要があるのではないかと思うのです。これは答弁を要しませ

ん。次に移ります。そこで特に林業等について、最近生産合理化のために機械化を促進しようという努力を払っておられる。これはもつともなことだと思

います。おくれた産業の生産を歩み合わせるために機械化する、これはけっこうなことだ。しかし、そういうふう

に考えておられるとするならば、それらに従事する人の教育もまた必要だ、また訓練も必要だというふうな思

うのです。そういう訓練が不十分な中に大型の機械を使うということになれば、必ず人的災害が起こることになる。人的災害が起こることになる。非常に気象の変化の激しい中において行なう大型機械の作業でありま

して安いものではないにいたしまして、責任というものが無い。休んだってこれはいいですね。日給制というものは、休んでもやむを得ないという形態が日給制なんです。常時雇用じゃないのです。日払い雇用ですから、休む休まないというのは本人にかかされている。責任が強要できない形になっている。強要できない者に強要するということ、不都合だということになると思うのですよ。大臣、こういう機械を扱う者とかについては、身分についてももう少し責任体制をとらせるようにしなければならぬと思いますが、大臣のお考えをひとつ。

○赤城國務大臣 適材適所といいますが、能力のある者は能力に応じて働けるような待遇、所遇等を考えるべきだと思います。具体的には私、御答弁するだけの知識を持っておりませんけれども、方針としてはそういうふうを考えております。

○川俣委員 誤解があるといけないのでちょっと申し上げますが、その能力に応じた給与というものは払われている。日給制のために、責任体制が非常に少ないということなんです。むしろ責任を負わせる形においての身分でなければならぬんじゃないか。もっとわかりやすいことばで言えば、これは公務員という形で責任を負わせる体制が必要じゃないか。給与の面では、千円から千二、三百円ぐらいはいますから、給与としては決して安くはない。むしろ月給制になることによって給与が下がるかもしれないという情勢になっている。責任体制からいうと、日給制というものは、個人の意思によって、出てきても出てこなくても

制約できない形になっている。そういう意味での責任体制を強化をする必要があるのではないかとということなんです。これをあえて質問いたしましたのは、大臣にこれに関心を持っていただきまして、林野庁を御鞭撻願いたいものだと思います。

それからもう一つ、これに関連しまして、国の財産の管理につきまして、非常にやかましい規定がございます。このやかましい規定を順守させるためには、やはり身分も即応したものでなければならぬと思えます。国有財産の不動産管理については、非常にやかましい規定がある、動産についても規定はやかましいのですが、その仕事をやる者の身分、もっとわかりやすく言いますと、木材の材積をはかる、あるいは等級をはかる者が、計測手という名前になっている。計測手の手が悪いわけじゃないのですけれども、これも雇用関係がきまっておられない。責任体制のない者にはからしておくと、いろいろなことは、国の財産を管理する上において不十分ではないかという気がするわけです。この木材は何石あるかという野帳をつくる者が、あるいは測定する者が、これも日給制が多い。日給だから悪いのではなくて、責任を追及する度合いが欠けておるのではないか。すなわち、計測手のような国の財産を測定する者、しかもこれには節が多いとか、あるいは腐れがあるとかいうようなことを測定する者によってつくられた野帳、原簿が、競売の場合でも、あるいは入札の場合でも、それが基礎になって売買される。そういう非常に大きな力を持つておる者の責任体制というものが、不十分じゃない

か。大臣だつて、これはそうお思いになると思いますが、いかがですか。

○赤城國務大臣 責任体制を強化するということは、必要だと思います。その責任体制として、定員に入れるか入れないかという問題があるかと思えます。日給でも、国から給与を受けている者は、公務員は公務員というふうに入っているか入っていないかという問題があるかと思えます。定員の問題につきましては、かつて定員法を廃止するときに、できるだけ定員に入れて、一応解決は済んでおるわけでございませぬ。いまお話しのように、計測手とかあるいは機械運転、こういう面などでおるのでございませぬが、いまお話しのように、助手的な形でやっている者があるかと思えます。定員化につきましては、いろいろな他との関係もありますので、十分検討してからでないかと、直ちにいま御指摘の職種のものを定員化するというお答えはできませんけれども、十分検討はしてみたい、こう思います。

○川俣委員 定員と定員でないとの違いがどこにあるかという点、責任体制の問題だと思えます。給与の問題ではなくて、責任体制の問題だ。というのは、公務員法に基づいたいろいろな規制があり、責任体制を負わしておるものが、公務員法の趣旨であります。その責任を負わせる必要があるのではないかと。定員という名前の問題ではなくして、あるいは給与の問題ではなくして、やはり責任体制というものを強化する必要があるのではないか。これは常々政府においても責任体制の強化と

いうことを言われておるわけなんです。みずから責任体制をとらせないよなことをやっておつて責任体制をとれと言つても、これは無理だと思えます。たとえ署長がいかに厳格にやりましたも、野帳自体を責任体制のとれない者にやらしておいて、その上の者に責任体制をとれと言つても無理だ、私はそう思っています。これはやかましいのです。検印という焼き判がありますけれども、焼き判などは、一べん押すと金庫へ納めるんですね。それほど厳重にやっておらなから、検印を打つ者は日給制の者——日給制だから悪いと言っているのではない。決してけなす意味ではなくて、責任体制の負えない者にやらせて、使つてしまえば金庫に入れる。まことに形式的にやり過ぎておられる。署長の近くの金庫に入れているおなかればならぬほど大切なものであるならば、その検印を打つ者は、責任のある者がやらなければならぬのが私は原則だと思つて。金庫に入れるだけが目的じゃないのだ。金庫に入れるだけじゃなくて、常時金庫に入れたままに保管しなければならぬほど厳重なものであるならば、検印する場合におきましても厳重でなければならぬはずだと思つて。一面非常に厳重にやりますから、一面抜けているということがあると思つて。これは大臣もその責任を負わなければならぬですよ。公務員だということ、責任を負えということが出てきましようし、また処分の方法もありましようが、日給制の者が処分されたら、ちつともいまい困らなかつた時代は、首になるということ、非常に大きな制約であつたでしょう

し、懲戒であつたでしょうが、いまはそんなことはないのですから、やめさせられたら大して影響はないのですから、そういう者に、やめさせるからということ、責任を負わせる程度の責任体制であつてはならないのではないかと。公務員であればこそ、いろいろな給与の面について、あるいは一日の給与、一カ月の給与においては普通かもしれぬが、長年おるということによって昇給もありましようし、いろいろな待遇がありましよう。そういう意味において、もう少し責任体制をとらせることのほうが、国有林野の会計の上からいっても、私は重要ではないかと思つて。ただ独者採算制とか、あるいは赤字経営だとかということだけに終わらないで、もっと責任体制を強化する。その強化の上に立つて、初めていろいろの施策というものが生まれてくるのではないかと思つて。この点だけは——私は例をあげると言えませんが、みなあげることができるので、すけれども、時間がありませんからあげません、どうかそういう意味において、林野庁からも来ておるようす、林政部長もおりますから、一つ一つ例をあげたらみな困ると思つて、大体にしておきますけれども、十分関心を持ってやつていただきたい、こういうふうに申し上げておきます。

次に、米麦価の問題についてお尋ねします。大臣がスライド制を検討を始めたので、私、一面の米価問題の真理をついておると思つて。これはおせじやなく、思うのです。ところが、その前に、これは検討しなければならぬ問題があるのではないかと思つて。食糧制度その

ものが、スライド制をとるような勘定項目にはなっていないのです。どんぶり勘定がよほど是正されて、これは小倉君の時代ですけれども、どんぶり勘定をやめるということで、勘定項目を新しくした。しかし、その勘定項目でも、一般消費者の負担すべき勘定項目と、一般計的、あるいは食糧管計的な負担すべき勘定区分とが分かれていない。分かれておれば、大臣の構想が即刻利用できるし、活用できるような会計になる。それ自身が、そういうものを活用するような会計になっていないのです。食糧庁が来ておたら、なっておりますか、なっていないでしょう。

○齋藤(誠)政府委員 お話しになりました趣旨がよくのみ込めませんが、つまり食糧庁が負担しております政府経費につきましては、どのような勘定の区分をしていくかということが問題だと思えます。その点につきましては、確かに現在の勘定の中においては、業務勘定ということで、食糧庁の政府経費についてはそこで事務人件費を取り上げ、その他の物的経費につきましては、他の勘定にも入っておるといふふうになっております。それで、経費自身については、行政的な色彩が強いか、あるいは当然に社会的な流通経費として見るべきものがあるかどうかというふうな点につきましては、勘定としては事務人件費というふうな形で一括入れてあるということになっておる点は、御指摘のとおりでございます。ただ、現実の計算上、どのようなものが行政的なものであるか、どのようなものが物的なものであるかというふうなことは、これは勘定を離れまして計算する

ということにすれば、できないわけでもない、こう思っております。

○川俣委員 事務当局に聞く時間がなくならずから、ただ一つの例をあげるとビール麦の検査をする。これはもちろん農業上必要であるのですけれども、直接の影響というものは、ビール会社が買収するための検査というものが行なわれていると思うのです。ビール麦の検査、この費用は、消費者であるビール会社に負担させるならいいが、こういうものでも一般の食糧管計の中で処理されている。これは麦なのか、米なのか、あるいはビール麦なのか、区別はない。検査員の旅費、出張の費用等は、ビール麦というものはないので、そうでしょう。ところが、ビール麦が最盛期になるといって、ほとんどこれに検査員が集中されておる。検査員ばかりでない。所長みずからも出歩いて、大いにビール麦のPRをする。PRをするのは、農業上のPRももちろん必要でありますから、これはいいです。しかし、これなどは、農業政策としてやられるならば、食糧管ではないと思う。酪農振興の費用が、牛乳にはね返ってくるわけでもない。それを食糧の中でやっておられる。所長の分はまだ管理費の中にあるようにすけれども、一般の検査員などは、検査費の中でこれは区分がないのです。そこで、一般消費者にスライドするというのが、そういう材料なしにスライドするから問題だといふふうな思

うので、一応の考え方としては、私はあり得る考え方だと思っております。着想は必ずしも不都合だといふふうには思えない。体制がみずからできていないのなら、体制ができておられないとい

うことを食糧庁が大臣に話をする必要であると思はる。いい構想だけれども、そのような体制にできてお

りませぬ。こうしなければ、誤った結論を出させることになるんだと思。これは食糧庁、非常に重大なことだと思。自分のやっておることについて理解させないといふことは、非常に大きな欠陥だと私は思っています。大臣及び食糧庁の御答弁を願いたい。

○赤城國務大臣 結論が出ておるわけではございません。先ほど申し上げましたように、検討ということでございますので、いまの御意見等も聞いて、また実務のほうを調べたり、そういうことで検討を続けてみたい、こう思っております。

○齋藤(誠)政府委員 いま大臣からお話がありましたように、われわれ検討いたしておる過程でございます。

○川俣委員 大臣は、政策を打ち出すのが大臣の任務だと思つたら、大臣がこういう構想を持つといふようなことは、確かにいいことだと思はる。それを実行させ得るかどうかということ、事務当局がそういう材料を持っていかないかといふことを知らなければならぬと思つた。一々食糧の内容を知らなければならぬなどといふことじゃない。大きな政策を打ち出すべき任務を持つておる。それがはたして政策としていいものができるかでないか。できるようにするのが食糧庁長官の任務じゃないですか。検査員のような仕事を食糧庁長官ができるわけのものでもない。そういう点について、食糧庁は欠けておる。大いに反省しなければならぬと思つた。だから、いたすらに誤解を生むようなこと

にしておる。誤解を生じた原因は、食糧庁にある。大臣の構想にあるのじゃないです。そうじゃないですか。首を振るけれども、大いに反省しなければならぬ。間違つたことは勇敢に反省するところに、やはり官吏としての責任体制が生まれてくると私は思う。農民くらいはごまかせますが、世間というものはごまかせないといふ考え方をしないと、官吏といふものはしくじると私は思う。

そこで、米価の問題についても一、二点触れたいのですが、いままで米価が非常に上がるときは、これを押える方法としてだと思つたのですけれども、農林省あるいは農林省の御用学者の中には、需給均衡価格をとるべきだといふことをしきりに言われたものでございまして、米価審議会の従来の記録を見ましても、食糧庁をはじめとして、食糧庁のいわゆる御用学者と見られる人々、あるいは研究を委託しておられる学者の中には、特にそういう点を強調しておられたのであります。需給均衡価格で三十九年度の米価を算定しますと、これは私なりの算定ですが、従来学者の言われたのを基本にして算定しますと、一万七千円を突破するようでございます。今度は、需給均衡価格で計算すると、べらぼうに高い価格ができる。需給均衡価格論者からいって、それが正当な価格かもしれないが、従来の価格に比較して高いということになると思つたのです。いまでも食糧庁は需給均衡価格が好ましいといふふうにお考えになりますかどうか、ひとつお尋ねしたいと思つた。

○赤城國務大臣 米価の決定につきましては、御承知のように、生産費所得

補償方式で従来もやってきております。それに物価その他の経費をしんしゃくすることになっておりますが、需給均衡価格一本でいってはお

りませぬ。御承知のように、そういう生産費所得補償方式の価格におきましても、反収といふものを見ておられますから、これは反収がふえれば幾ぶん安くなるし、減れば高くなるという、その点では反収をしんしゃくしたものが少し入っておりますから、方針といたしましては、従来の方針でございます。これを切りかえて、需給均衡価格といふことで算定するといふ考え方は、持っております。

○川俣委員 そのとおりです。従来も、需給均衡価格といふことで算定したことはないのです。しかし、将来の米価算定としては、需給均衡価格をとるべきだといふ意見が、非常に旺盛であったことには間違いない。いかに需給均衡価格が誤っておった学説であるかといふことは、今度の需給逼迫によって明らかになってきたと思つた。だから、農林省の御用学者といふものは、ときどき、あまりに農林省の良心でなかつたといふことを、ここに暴露したと思つた。したがって、学者の使い方にも、あまりにも学者をして誤つたような考え方を強要するようなことが、食糧庁にあつたのではないか。これが学者の良心だとすれば、それらの学者は、おそらく学者を返上しなければならぬかと思つた。あれだけ需給均衡価格を論じた人たちが、しかし、いまでもその人に平然と

の学説が誤つた学説を吐いたんだから

して、農林省のお役には立ちませんでしたと、謝罪した人があるかといえ、それはない。私は、これはおそるべきことだと思ふ。これが農業関係以外の学者だったならば、世の中に通用できない学者として葬り去られるんだと思うのです。農林省のおかかえだものですから、わりあい平然としておられるというふうには私は考へる。そう思いませんか、長官からひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 学者先生には、いろいろ御意見はそれぞれお持ちになつておるだらうと思ひますが、米価につきましては、いま大臣がお話しになつたようなことで決定しており、最終的には政府の決定ということになるわけでございませぬ。学者先生が、いろいろ御意見を述べられても、それはそれとして私は十分傾聴に値するのじゃないか、こう思つておりませぬ。

○川俣委員 もう一、二点で終わります。これは質問にしないで、最後に警告して終わります。

いま食糧庁長官は、そういう答弁をされました。しかしながら、その作業方法については、非常に教わつてきたと思ふのです。じゃ、農林省、食糧庁は、教わらなければならぬほど能力がないかというところ、そうじゃないのです。そういう学者の説を入れて計算するほうが便利であつたということなんです。便宜主義で学者を使うことは非常にあやまちであつたということを警告しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。便宜主義でやるといふことが、今度でわかるでしょう。今回、需給均衡価格

でやつてごらんなき。私の計算したのでさへ、一万七千円以上になる。とんでもないことじゃないですか。そこへいいたら、従来やつてきたことにやはり戻らなければならぬ。いかに生産費所得補償方式というものが正しかつたということ、あるいは適切な計算方式であつたかということ、再認識しなければならぬ。米価算定については、もう間もなく取りかからなければならぬ時期でございます。大いに反省しながら計算されることを望みまして、私の質問を終わります。

○徳安委員 角屋堅次郎君。

○角屋委員 西村、川俣両委員に続きまして、農林省設置法の一部改正の問題を中心として、簡潔にお伺いをしてまいりたいと思ひます。

すでに本法案の問題につきまして、同僚のほうでも、田口、村山、山内の各内閣委員の方からも質問が展開をされておるわけでございませぬ。さらに、今後集約的な質問が展開されるわけでありませぬ。私は、やはり各省そのうちであります。農林省設置法の一部改正というものを考える場合に、農政の基本的な考えとどういふものを現在及び将来にわたつてどういふふうを持つのかということが、判断の大前提にならなければならぬと思ふのです。もちろん、短時間の間にそういう諸問題について詳細に大臣から御所見を承る時間的余裕はありませんけれども、やはりそのことが前提にならなければならぬ、こういうふうな思ひます。御承知のとおり、池田内閣は、昨年の秋の総選挙の際もそうでありましたし、所得倍増計画は第二ラウンドに入つておる。

したがつて、これからは農業、中小企業等、産業の二重構造の底辺にあるそれらの産業について、革命的な施策をやらなければならぬ、こういうことを言つておるわけでありませぬ。経済審議会においても、池田総理の諮問に基づいて、中期経済計画の策定ということとを急いでおるようなわけでありませぬ。しかも、本年に入りましてからも、大臣御承知のとおり、五月の四日から六日までの間ジュネーブでガットの関係会議もございました。また、本年の四月二十三日から六月十五日までの予定でもつて、ジュネーブで国連の貿易開発会議が現在開催中でございます。これらの国際会議の動向からい

たしまして、大臣は、新聞報道によりますと、日本は工業では先進国であるけれども、遺憾ながら、農業は後進国並みである、したがつて、やはりそういう日本農業の実態というものを踏まえていかなければならぬんだといふことを言つておるようでありませぬけれども、しかし、国際的な情勢の進展の中で、それに十分対応できる国際競争力を十分つけた日本農業というものをなすべく早い機会に確立してまいらなければならぬという客観情勢にあることは、間違いないと思ふのであります。そういう観点から、従来の農業政策あるいは本年の農業政策というふうなものを見てみると、決して積極的、前向きではなくて、受け身の姿で問題を処理していかうという段階以上には出ていないのじゃないかという感じが、卒直にいつてするわけでありませぬ。この際、今後の国際的な視野から見た日本農業の、どういふふうを持つていくべきかという基本的な考え

えというものについて、これはもう赤城さんは前回も農林大臣をやられ、二期目の農林大臣を今日つとめられておりまして、その道では十分経験を積んだ、国際的な感覚を持った農林大臣でございませぬから、この際やはり明らかにしてもらいたいと思ひます。

○赤城國務大臣 大まかに申し上げれば、日本の農業面におきましては、農業基本法の指向する方向で進めていく。漁業等につきましては、資本漁業の面もございませぬが、中小沿岸漁業等におきましては、沿岸漁業振興法の指向する方向、また、林業等につきましては、いま御審議を御しております林業基本法、その前の森林法、こういうものに盛り込んでおるころの考え方を進めていきたい、こう考へております。そこで、いまお話しのように、国際的に接触が非常に頻繁になつて、強くなつてきております。従来どおり、国際関係を離れて日本の農業というものもあり得ないような段階にいま突入させられておるといふか、そういう状態でございます。そこで、いわゆるところの自由化という問題がやかましくなつております。自由化という問題はいろいろの面で言われませぬけれども、私は全く手放しの自由化というふうには考へておりませぬ。為替の割り当てをしていくというふうなことを排除する、こういう面の条約等には参加しております。しかし、関税なら関税によつて措置するとか、国内の保護をするとかということにつきましては、何も関税を全廃する、こういうことには相なつておりませぬ。もちろんケネディラウンド等によつて五〇%関税一括引き下げというふうな話し合ひはあ

りませぬけれども、これとでもう簡単にその協定どおりいくというわけにはまいりませぬ。その方向は考えなくちゃなりませぬが、そのまま受け入れるといふわけにはまいらぬと思ひます。それからまた、そのほかの政府の管理している物資等につきましては、これは容易に自由化というふうなことができないことも、御承知のとおりでございます。いまお話しがございましたが、中間調査等、あるいはその他の調査等によりまして、日本の農産物が、諸外国の農産物と比較いたしましたら、割が高といひますか、倍くらいになつておる畜産関係のものもありません。米等は、日本のものに対しては、八〇%というくらいのものでございませぬ。これは何らの措置をとらないときに世界の市場へ日本農産物を投げ出した場合の価格の比率等を見ますと、そういうふうな国際競争力が非常に弱い日本の農産物ということに相なつております。でございませぬので、自由化という方向にいくにつきましては、これは自由化といふのはできない、やるべきじゃない、こういうふうな考へては残つておる七十六ばかり農産物としては残つております。自由化した物資が九十二だと思ひます。国際的に見まして、自由化という方向を全然拒否するといふわけにはまいりませぬけれども、自由化するにつきましては、国内的に関税の問題を調整するとか、あるいは国内の農業を保護すべきものに対しては保護の方途を講ずるとか、そういうものと相なつて自由化をしていかなくちや



ならぬ、こう考えます。その自由化の

国内対策等の時期でございしますが、これは対策を待って自由化するものもあり、対策と同時に自由化するものもあり、あるいは自由化しただけで対策を講ずるものもあるかと思ひます。そういうタイミングはありますけれども、そういう措置をとりながら自由化するというのであります。自由化するということ、自由化するならば、自由化していいというふうに考えます。同時に、やはり国際競争力を高めるという意味におきましては、生産性を向上するというか、日本の農産物はコスト高でありますから、そのコストを低下するような農業政策というものが、一面必要だろと思ひます。そういう意味におきまして、本年度の予算の御可決をお願いいたしました。そういう意味におきまして、基盤であるところの土地を改良して、そして労力を省いて少ない労力でもやれるような近代化の基盤をつくっていかなくちやならぬ、あるいは構造改善というような形でやっていくかなくちやならぬという面、あるいはまた金融、財政面で相当おち込んで、生産性を向上していかなくちやならぬという意味で、金融面等に思い切った改良を加えていった点、あるいはまた価格支持対策等につきまして、十分考えていかなくちやならぬというふうなことで、価格流通対策を進めていく、こういうふうなことで生産性を向上するといひます。日本の農業、農産物の割り高を防いでいく、こういうふうな考え方を進めておるわけでございます。

たいへん答弁が長くなりましたが、考え方はそういうふうな考え方でござ

います。

○角屋委員 いま大臣からは、いわゆる三年前に制定された農業基本法に基づいて、いわば農基法体制として農政を推進する、そして同時に、国際的には自由化問題についての国内の農業の力というものと見合せて窓口を開いていこう、こういう意味のことだと私は思ふ。自由化問題であります。最近非常に政治的な問題になっております。レモンの自由化を見ましても、あるいは過般のレモンの問題を議論したときの水産関係のノリの自由化が祖上へのぼるというふうな問題等を見ましても、成長財といわれるような農業なりあるいは漁業なりで手をつけておるもの、構造改善としていけば中心に取り扱っていくようなものが、関係者の十分承知しない段階で突如としてそういうものが話題になったり、あるいは実施されるというふうな形というものは、これは非常に政治的にまじいと思ふ。われわれは、貿易自由化の問題について、重要なものは、将来にも鎖国政策でいくのだというふうな考え方を持っておるわけではありませぬけれども、やはり必要な政策なり、財政的裏づけなりながら国際競争力を十分つけていく。そういう政策の裏づけによる力、貿易自由化によってとん死にはいかぬ、重病にもならぬ、しかし、場合によってはかぜひき程度は起こるかわからぬという、そういう条件下において自由化のそれぞれ品の目の窓口を開いていく、こういう政治的なあたかみのある配慮というもの、私はなければならぬと思ふ。そういう点では、やはり七十数品目の農業の非自由化品目についても、当面

は輸入量をふやしていくもの、あるいは中期計画の中で自由化を考へてい

るもの、あるいは将来とも相当長期にわたって自由化をやらぬものというふうな点についての、やはり貿易自由化の具体的なプログラムというものを大綱的に持って、それを関係生産者に明らかにしながら、そしてまたそれに対する十分なる裏づけ対策というものを明らかにしながら、関係者の協力を得て、貿易自由化を逐次進めていく、こういうことが、自由化の問題に

対する政治的姿勢でなければならぬというふうな思ふ。そういう点は、最近の二、三の問題を見ておられます。必ずしもそういう事態ではないのじゃないか。大臣からいまお話しになりましたけれども、貿易自由化問題については、いま申しましたような考え方で具体的なプログラムというものを大綱的に持って、それを裏づけるような政策をやりながら自由化のプログラムというものを進めていくのだ、こういう姿勢であろうと思ひますが、そういう基本的な貿易自由化に対するかまへについて、さらに伺ひたい。

○赤城国務大臣 貿易自由化に対するかまへにつきましては、いま角屋さん

か、そういうものをつくるように命じておられます。とにかくこれは農林省だけでできるものではありませんので、財政当局ともよく考えを一致させておかなければなりません。その他外務とかいろいろ関係がございます。ござ

います。一応スケジュールといひますか、そういうものをつくってみて、そしていまお話しのような考え方で進めていくのが適当であるかと私も考えて、せつかく検討を命じておる状況でございます。

○角屋委員 国際的な問題の中では、やはり貿易自由化問題に農業の部面ではどう対処するかというものが、一つの重要な問題だと思ひますが、国内の農政問題としては、大臣がそういうふうな言われたかどうか知りませぬけれども、国際的に見れば農業は後進国だ、そういう体制はやはり充実をしなければならぬ。その場合に、そういうような条件から見て、農業については産業政策的な性格と社会政策的な性格というものを調和させながら、当面の農政というものは推進をしなければならぬ、こういうことであるかと思ひます。

そういう二つの柱の調和の中で、農業と他産業との所得均衡というものを政治の大前提にしながら、いかに今後の農政を推進していくかということであるかと思ひます。ただ、ここ二十年近くの間の農政というものは、あるいは農村、農業の状態というものをよく見ると、これは表現が適当かどうか知らぬけれども、今日の農政というものは、農民不在の農政という姿に、率直に言つてなつていふ感じがするわけでございます。それは、今日の農政というものを、農民が真に信頼して受けとめて

いるかどうか。日本の農業の将来とい

うものについて明るく展望というものを、農業に従事している生産者自身がはっきりと把握しているかどうかという問題から見て、一つの問題点があるかと思ひます。そういう条件にあり、また所得増進計画の非常に破綻的な進行ということもありましようけれども、現実に農業近代化のためのない手にならなければならぬ。若いエネルギーの世代の諸君というものが、どんな農村から流出していく。いわゆる農業の後継者確保ということも非常に困難であり、最近の統計からいへば、新規卒業者というものでせいぜい七、八万しか残らない。これはやはり三

ちゃん農業で、どう表現しようとも、農民不在の農政というものが現実に出てきておる。そういう中で、今後の国際情勢の推移をにらんで、十分国際競争にたえる日本の農業をつくらなければならぬという、矛盾した姿に農村内部がある。そういうことだろうと私は思ふのです。そこで、そういう農民不在の農政という中で、国際競争にたえるための日本農業の姿をつくるためには、もちろん構造政策、生産政策、あるいは価格流通政策、いろいろありますけれども、日本農業の宿病とも言うべき零細経営という姿をいかに打開していくかという構造政策の問題が、一つの重要な問題だと思ひます。すでに今年の二月二十八日でしたか、全国の農業会議所のほうに今後の農政問題についての農林大臣からの諮問を出されておりました。これに基づいて八月には中間答申として、当面緊急を要するものとしての農地制度、あるいは後継者確保というものの答申

九

が出されるのじゃないかというふうに言われておるわけでありませうけれども、構造政策というものは、政府の農基法によれば、自立農家の育成、それと補完的なものとしての協業助長ということを言い、やはり所得倍増計画の最終年には自立農家百万戸を造成するのだということを書いてきたけれども、現実には、専業から兼業へ、兼業から転落へと、いわばそういう姿の中で兼業の比率が非常に増大をしてくるという現実が、否定できないわけですね。こういう受け身の姿になっておる構造政策というものを前向きに積極的の切りかえていくというために、農林大臣としてこれからどういう手を打とうとするのか、その点についてお考えを承りたい。

○赤城国務大臣 いまお話しのように、構造政策を遂行する意味におきまして、自立経営農家の拡大といえますか、強化をはかっているという事は、あらゆる面におきまして必要なきこととでございます。でございますけれども、御承知のように、農業就業人口は、そこに出ておられますけれども、農家人口が減っておらない、戸数は減っておらない。こういうような現状でございます。一面において、いまの後継者の問題は、日本ばかりではないようでありませう。話はそれですが、アメリカあたりでも、だいたい後継者問題では悩まされておるようでありませうが、それは別といたしまして、そういう問題が山積したしておりますので、一つの所期の目標に達することが、非常に困難な点がございます。しかし、あらゆる政策をそういう面に集中して、自

立経営農家の拡大強化、同時に私は協業——いまお話がありました、補完的といえますか、兼業農家が七割以上にのぼっておられます。それで、なかなか土地を手放すというわけにはまいらぬでやっている兼業農家が、非常に多いのであります。こういう実態をとらえますならば、やはり協業によっての経営規模の拡大、こういう部分を進めていくつもりでございます。そういう面におきましては、これは鶏と卵との関係もありませんが、農業機械等が大きな機械にだんだん入れかわりつつあるという面、そういう面からも、共同化していく必要に迫られておる面が相当ございます。それから土地改良の土壌整備等も、相当進めておられますので、そういう面からも共同化あるいは経営面積の強化拡大ということに迫られておるような、追い込んでおるような面もございませう。そういう面におきまして、やはり経営規模を拡大するという点に、いろいろな面から推進していきたくと思つておられます。しかし、それにつきましては、流通の問題もありませんし、技術の問題もありませんし、いろいろな面がふくまれているので、集約されていかなければならぬと思つておられます。農政全体からそういう方向でやっています。こういうふうな方向でやっています。

○角屋委員 私も、時間の関係もありませんが、三年前に制定された農業基本法というものは、政府としては一つの道行きを示したつもりでありませうけれども、現実にはそういう形になっていない。いってないという事は、やはり農業内部に、そういういかなるところの要件というものが、現実に歴史的に

も存在をする、こういうことだと思つて。農業基本法の議論の際に、われわれは、構造政策として自立農家が共同経営かということについての論争もやりましたけれども、それがいづれか一本ということではなしに、やはり自立経営でいくべき条件、あるいは協業な共同経営的にいくべき条件というものを考えながら、これらいづれも、いづれを中心とかいづれを補完とかいうことではなしに——私が補完と申し上げたのは政府の考え方の中の補完だ、こういうことで申し上げたのであります。が、構造政策というものをやはり大胆に考えるということが、当面の一つの重要な問題だらうと思つておられます。いままでのような状況の中でどう受け身の姿でいくという場合には、なかなか農政として効果のあるような手の打ち方というものは出てこないのではございませんか。そういう問題では、農地法の改正も、その他の問題も関連して今後出てくると思つておられます。やはりこれらの問題については、十分前向きに、しかも大胆に検討を進める必要があるのではないかと、こういうふうな考へるところです。そういう意味では、いま進めておる農業構造改善事業、あるいはすでに法律として効果を持つておる農業基本法、そういうものも含めて、やはり再検討せなければならぬという問題も、私は含んでおると思つておられます。この農政が農民不在の農政であり、今日の段階では、残念ながら、国際的な視野から見てスピードアップしなければならぬ段階の中で、従来の情性で農政がまだ進められていくということを申し上げたのであります。同時に、これは山の関係におい

て、最近非常に政治的な動きに発展をしております国有林野開放問題について、私はそういうことが言えると思つておられます。やはり私は国有林野開放問題の出たきた一つの条件の中には、従来の池田内閣の、あるいはその前の保守党内閣のいわゆる経済政策の中で、山間部の地域住民を非常に悪条件に追い込んでおるといふことが、一つのやはりこういう問題の出でくる根本の要因の中にあるだらうと思つておられます。われわれは山の問題を考える場合に、日本の国土の七割を占めておる山の問題をどう考えていくのか、これがやはり産業政策として非常に重要だと思つておられます。その場合に、国有林だけを切り離して、今日政治的に非常に大きな動きになっておることには、実は問題がある。国有林たると民有林たるとを問わず、国土総合開発的な観点から、いかに今後の産業政策の中において山の問題を位置づけるのか、こういう視野から考えておかなければならぬ。ところが、私有林の問題というものは、保守党の立場からすれば、これはやはりいろいろ抵抗があつて手をつけにくいというふうなことから、いわゆる国有林問題に問題を集中している。しかも、その国有林問題をとり扱われる場合の考え方というものは、いわゆるわれわれが考えておる方向で受けとめておるのではなしに、非常に政治的な問題として、国土保全なり、あるいは資源開発の面から見て、将来禍根を残すというふうな問題も含めたよう動きが出ておることは、私は非常に遺憾だと思つておられます。そういう山林政策、あるいは林業の国土総合開発的な観点からの他の面への利用という問題については、大臣としては、国有

林たると民有林たるとを問わず、総合的な観点で進める、しかも山の問題というものは、大臣も御承知のとおり、一度植えれば三十年、五十年という長期にわたつてこれをそのままの姿にして、そして実際の適齢期に達して利益を上げていくというものでありますから、しかも治山面、治水面、いろいろな問題としても重要でありまして、先ほども西村君の質問に対して国有林問題には慎重に対処しなければならぬというお話がございましたけれども、この山の問題の受けとめ方、あるいは国有林問題というものを非常に集中的にあらわしておる最近の政治的な動きというものは、もうすこしやはり冷静な立場に返つて、しかも最近われわれの中でも、あるいは与党の中でも、山地振興をどうするかということが、一つの地域開発として重要になっておりますけれども、むしろ国有林の開放という問題のとらえ方ではなしに、平場でもいろいろ問題はありますけれども、非常に悪条件に置かれておる山間部におけるところの地域住民の開発をどうするかという、山地振興の中で山の問題を正しく受けとめる、こういう視点が必要ではないかというふうな思つておられますけれども、大臣の御所見を承りたいと思つておられます。

○赤城国務大臣 林野、山の問題につきましては、所管が国有林でございますけれども、農林大臣といたしましては、やはり林野全体を農業面から見て非常に重大に考えておられます。民有林等につきましても、民有林の育成といえますか、そういうことが相当必要であらう、こういうふうな考えておられます。ただ、開放問題等につきましては

は、国有林の開放問題が非常に大きく取り上げられておりますけれども、この問題につきましては、先ほど西村さんに答弁いたしましたように、国有林というものは、国民のものだ、国民の幸福といふか、あるいは国土がよりよくなることに寄与しておるものだ、こういう観点でございますので、この開放等につきましては、私は慎重に扱っていききたい。しかし、いまお話しのように、山地、山村僻地の山村民といふか、農家等が、非常に時代から取り残されて不遇な状況にあります。でございますので、こういう面から、そういう山地農村の構造改善の面、あるいは福祉の面もございまして、公共の面もございまして、そういう面等から、国有林の開放ということも進めていくべきものは進めていかなければならぬというふうに考えておるわけでございますが、お考えのとおり、山村僻地の問題を中心として国有林の問題なども考えていくという筋だ、私はこういうふうに思います。

○角屋委員 水産関係の最近の問題として、アメリカの大連だな条約の法案が通過をし、いわゆるバートレット法案といわれておりますが、これが五月の二十日に大統領の署名が行なわれたというところが、水産日本としての国際漁業面では、今日まで発展を続けている日本の立場として、一つの大きな問題を提起している。同時に、イギリスが最近入ったことによつて法定批准の必要国二十二カ国に達しまして、大連だな条約といふものが六月の十日には発効するといふ、そういう新しい事態も生まれてきておりました、日本のこれからの国際漁業に対処する問題として、十分誤りなきを期さなければならぬ情勢かと思ひます。同時に、日米加漁業条約の問題については、すでにアメリカで行なわれ、あるいは日本で行なわれるというふうにして、近く日米加の第三回目の会合が持たれる。これが最近のバートレット法案の関係等もあつて、日本が日米加漁業条約にどう対処するか、そういう問題も、新しい視点から考える問題を含んで、思ひます。また最近の報道では、中部さんが日ソの漁業交渉に行つて帰つてまいりまして、イシコフ、ソ連漁業相からの中部会長に対する申し入れとして、日ソ両国の漁業上の相互研究に関する問題について、これからお互い一つの会合を持つてやつていこうじゃないかという提案に対して、その問題については近く会議を持つて検討しよう、そういう提案もやりますし、また、アメリカのバートレット法案の成立と関連をいたしまして、今日中断をしておりますところの日韓の交渉の問題において、六月にまた再開する空気が、関係会議の開催が報道されておりますけれども、私は、今日の韓国の政治情勢、経済情勢、こういうふうなものから見て、これが真に体制を整備してやるのだというふうには受けとめておりませんけれども、その代表で来るべき元無任所相、これが今後の日韓の漁業交渉の中では、大連だな条約といふものが発効するといふ新しい事態といふものを考えに入れてこれから交渉に臨むつもりだといふようなことも伝えられておるわけでありまして、日本の国際漁業に臨んでいく政府

の姿勢というものを、どういふふうにならぬかと思ひます。同時に、日米加漁業条約の問題については、すでにアメリカで行なわれ、あるいは日本で行なわれるというふうにして、近く日米加の第三回目の会合が持たれる。これが最近のバートレット法案の関係等もあつて、日本が日米加漁業条約にどう対処するか、そういう問題も、新しい視点から考える問題を含んで、思ひます。また最近の報道では、中部さんが日ソの漁業交渉に行つて帰つてまいりまして、イシコフ、ソ連漁業相からの中部会長に対する申し入れとして、日ソ両国の漁業上の相互研究に関する問題について、これからお互い一つの会合を持つてやつていこうじゃないかという提案に対して、その問題については近く会議を持つて検討しよう、そういう提案もやりますし、また、アメリカのバートレット法案の成立と関連をいたしまして、今日中断をしておりますところの日韓の交渉の問題において、六月にまた再開する空気が、関係会議の開催が報道されておりますけれども、私は、今日の韓国の政治情勢、経済情勢、こういうふうなものから見て、これが真に体制を整備してやるのだというふうには受けとめておりませんけれども、その代表で来るべき元無任所相、これが今後の日韓の漁業交渉の中では、大連だな条約といふものが発効するといふ新しい事態といふものを考えに入れてこれから交渉に臨むつもりだといふようなことも伝えられておるわけでありまして、日本の国際漁業に臨んでいく政府

の姿勢というものを、どういふふうにならぬかと思ひます。同時に、日米加漁業条約の問題については、すでにアメリカで行なわれ、あるいは日本で行なわれるというふうにして、近く日米加の第三回目の会合が持たれる。これが最近のバートレット法案の関係等もあつて、日本が日米加漁業条約にどう対処するか、そういう問題も、新しい視点から考える問題を含んで、思ひます。また最近の報道では、中部さんが日ソの漁業交渉に行つて帰つてまいりまして、イシコフ、ソ連漁業相からの中部会長に対する申し入れとして、日ソ両国の漁業上の相互研究に関する問題について、これからお互い一つの会合を持つてやつていこうじゃないかという提案に対して、その問題については近く会議を持つて検討しよう、そういう提案もやりますし、また、アメリカのバートレット法案の成立と関連をいたしまして、今日中断をしておりますところの日韓の交渉の問題において、六月にまた再開する空気が、関係会議の開催が報道されておりますけれども、私は、今日の韓国の政治情勢、経済情勢、こういうふうなものから見て、これが真に体制を整備してやるのだというふうには受けとめておりませんけれども、その代表で来るべき元無任所相、これが今後の日韓の漁業交渉の中では、大連だな条約といふものが発効するといふ新しい事態といふものを考えに入れてこれから交渉に臨むつもりだといふようなことも伝えられておるわけでありまして、日本の国際漁業に臨んでいく政府

の姿勢というものを、どういふふうにならぬかと思ひます。同時に、日米加漁業条約の問題については、すでにアメリカで行なわれ、あるいは日本で行なわれるというふうにして、近く日米加の第三回目の会合が持たれる。これが最近のバートレット法案の関係等もあつて、日本が日米加漁業条約にどう対処するか、そういう問題も、新しい視点から考える問題を含んで、思ひます。また最近の報道では、中部さんが日ソの漁業交渉に行つて帰つてまいりまして、イシコフ、ソ連漁業相からの中部会長に対する申し入れとして、日ソ両国の漁業上の相互研究に関する問題について、これからお互い一つの会合を持つてやつていこうじゃないかという提案に対して、その問題については近く会議を持つて検討しよう、そういう提案もやりますし、また、アメリカのバートレット法案の成立と関連をいたしまして、今日中断をしておりますところの日韓の交渉の問題において、六月にまた再開する空気が、関係会議の開催が報道されておりますけれども、私は、今日の韓国の政治情勢、経済情勢、こういうふうなものから見て、これが真に体制を整備してやるのだというふうには受けとめておりませんけれども、その代表で来るべき元無任所相、これが今後の日韓の漁業交渉の中では、大連だな条約といふものが発効するといふ新しい事態といふものを考えに入れてこれから交渉に臨むつもりだといふようなことも伝えられておるわけでありまして、日本の国際漁業に臨んでいく政府

に手探りのようである現状というものを、単に経済審議会でアブターケアの検討をやっておるとか、あるいは経済団体その他から問題を提示されるというような形ではなしに、農林省内としての、今日の内外情勢に即応する農政の基本的な方針をどう出すべきかという点について、ひとつ大いに情熱を持ったかまえてやってもらいたい。また、そういう中から、機構の問題はどうかあるべきか、こういうことが考えられなければならないと思ふのです。食糧管理制度、あるいは生産者米価や消費者米価の問題も提起する、スライド制というような問題も大臣から提起されておりますけれども、個々の問題についていろいろ着想なり何なりが出てくるのではなしに、総合的な農林水産政策の中で一つ一つの問題について問題が提起される、こういうことでなければならぬのじゃないか。米価のスライド制という問題について深く触れる時間はありませんけれども、これらの問題は、食糧管理法の根幹に触れる問題でありますし、問題提起もそれ自身としてはある意味ではけっこうかと思ひますけれども、この問題は、やはり食糧法の根幹に触れる、しかも農業政策ばかりでなしに、社会政策にも触れていくという点を十分配慮をして対処してもらいたいと思ふのです。

いま具体的に農林省の設置法の中で提起をされておる問題には、植物ウイルス研究所問題、あるいは農業土木試験場の中に水産土木に関する技術上の試験を入れる、あるいは食糧庁内部の機構の一部改正、あるいは国有林野管理審議会の設置、水産庁に前一度次長を廃しながらまた次長を置くという無

定見な改正問題等、提起されておるわけでありますが、この機会に、西村委員も触れられましたけれども、試験研究機関の問題について大臣のお考えを伺いたいと思ひます。何と云つても相当におくれた条件にある第一次産業を国際競争力に十分耐えるための態勢にするには、どうしても科学の力をまたなければならぬ、試験研究というものを重視しなければならぬというところは、これは言をまたないところだと私は思ふのです。ところが、科学技術庁が、各省の試験研究というものについて、全体的な目を転じながら二、三年來統一の方針というものを示して予算要求をしたり、あるいはお互いに連絡調整をやったりしてきているわけでありまして、けれども、たとえばこの前田口委員も触れられたわけでありまして、試験研究機関の予算という問題について取り上げてまいりまして、何となく農林省の予算要求のかまえてというの、斜陽産業だというようなことを考えに入れておらずと予算要求をしておるのかどうかわかりませんけれども、非常に消極的ではないかという感じがするわけです。おかれておればおくれるほど、他省よりもやはりもっと予算充実を積極的に申し述べてもいいのではないかと。たとえば科学技術庁が昨年の九月に新年度の予算要求をする際に、二分の一係数の除去というふうな問題は、統一のきまっております。ところが、この二分の一係数という問題は、北海道の開発庁と農林省の関係各研究機関、大体この程度に三十九年はいまだ残存しておる。これは農林省の各試験研究機関の現場の諸君としては、農

林省には、技術会議があつて、二分の一だけ各試験研究機関にやつて、あと二分の一はピンはねをリザーブして、そして軽重をつけながらそれぞれ試験研究機関に配分をする。過般予算の分科会で私はこの問題を取り上げ、議論をして感ずるのは、大蔵省としても、農林省がその気持ちなら、二分の一係数は廃止してよろしいのだ。科学技術庁はずでに意思統一をしようので、これはそういうふうによつてもらいたいのだ。武田さんから予算分科会でのいろいろ説明がありましたけれども、何となくこの二分の一係数除去を温存しているのは、農林省自身にその温存の気持ちがあるのじゃないかという感じがするわけです。私は、やはり二分の一係数なんというものは除去して、各試験研究機関に人当割り当てのものは、実験A、実験B、非実験、こういうものに最小限割り当てられたものについては、各試験研究機関に配分してしまふ。そしてさらに、今後の

農政の発展のためには、それぞれの試験研究機関に付加してやつてもらわなければならぬ問題については、それに上積みして試験研究費を割り当てる。こういう積極的な気持ちをもって予算の獲得をしなければならぬのじゃないか、こういうふうな思ふわけでありませうけれども、この際、来年はぜひやつと、二分の一係数については他省ではやつておらぬことなんだから、農林省としても二分の一係数はやめていく、こういう方針であるかどうか、大臣から明らかにしてもらいたいと思ひます。

○赤城國務大臣 私も、内容を実は深く承知しなかつたのでございますが、

研究所等の要望等もそれぞれ聞いています。でございますので、研究が容易であるように、実効をあげるように、予算の獲得等につきましても、御趣旨のような方針で進んでいきたいと思つています。

○角屋委員 科学技術庁でいろいろ連絡をしながら相談された際に、昭和三十一年度において人頭割り当て費の単価の改正をすべき試験研究機関ということで、実験Aにすべき機関、あるいは実験Bにすべき機関と云つて、各省からそれぞれ昇格のプランが提示されておる。ところが、この実験A、実験Bに昇格の提示されたプランの中には、農林省の十数ある試験研究機関が一つとして入っていない。実験Aは、御承知のように農業土木試験場一つだけである。あるいは実験Bには大半の農林省の試験研究機関が入っておりませうけれども、農業総合研究所が非実験、こういう形であります。各省の出しておられます昇格のものを見まして

も、文部省の統計数理研究所というのは、いわゆる非実験から一挙に実験Aまで昇格の申し入れの案が出されておる。その他のほうも、実験Aの該当が二十近くあり、実験Bの昇格の該当が数研究所ありますけれども、これらを見ておると、農林省の実験Bに入つておるものとどこが違うのか、率直に言つてこういう感じがするのであります。だから、やはり人頭割り当てで、実験Aの場合には一人頭幾ら、実験Bの場合には一人頭幾ら、非実験の場合には幾らと御承知のようにきまつておるわけでありませうから、それだけ研究費が充実をするということに相なるので

のそれぞれのランクに各省がこういう試験研究機関の重要性から見て積極的に昇格をしなければならぬということに要請しておるのに、農林省が現状維持に停滞しておる。これは私は、一般論として非常に問題であらうと思ふ。そういう点で、農林省の試験研究機関の予算要求というものが、はなやかな工業その他脚光を浴びていくもの後塵を拝していくという気持ちで、予算要求の農林当局自身の中にあるのじゃないかと思ふのですけれども、おかれておればおるほど、なぜこういう問題に積極的に対処しないのか、こういう感じがするわけです。その点ひとつ大臣からさらに御見解を承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 後塵を拝していくというふうな態度であつてはいけないと思ひます。もしそういうことでありますならば、関係当局も督促いたしますが、私が率先してこの問題を前進させたい、こう考へております。

○角屋委員 約束の時間があと五分でありますので、たくさん問題点はありますけれども、問題点をしぼりまして、すでにこの問題については同僚委員からも取り上げられたわけでありませうが、最後に私は、大臣に今後の臨時行政調査会の答申の内容とも関連をして考へてもらいたい点を述べたいと思ふのです。

私は、もともと農林省の中では統計関係の仕事長くやつたわけでありませうが、ややもしますと統計の仕事というのは非常にじみでありまして、総理府の中で各省の統計を一元化すればいいじゃないかというシンプルな議論が従来からも出ていたけれども、しか

し、今日の複雑な経済の中で各省が科学的な行政をやっているところという場合には、それぞれにびつたりする統計資料というものを得て、ことに農業の場合でも、先ほど来言っておりますように、国際情勢の進展の中でそれにたえる日本農業の体制整備という点から見れば、統計機構というものは、今後ますます強化されこそすれ、これを軽視するということは、農政上の大きな問題になると私は思う。そういう点で、統計機構の重要性については、私は高く考えていかなければならぬ、こういうふうに思いますし、また食糧の問題と関連をいたしまして、第一線の食糧事務所等の問題についても、臨時行政調査会から問題提起がなされておりますけれども、これは最近米不足の状況、あるいは今後とも国民の主食糧というものは自給度を向上させながら、できるだけ日本の国内でまかなっていくという農政の基本的な柱から見ても、この問題は非常に重要だと私は思うのでありまして、最近、農林省当局が食糧出張所の実情に必ずしも合わない統計、あるいは統計の場合でもそういうことが現われておりますけれども、そういう点でも、機構というものはできるだけ大衆に密着したものでなければならぬ。そういう配慮からするならば、ただ機械的な出張所の統合というものはやめるべきだ、こういうふうにも思われまして、この際、大臣から統計機構の今後の問題に対する農政上の評価、あるいは食糧制度と関連する第一線の機構の問題、こういうことについての御見解を承っております。

○赤城国務大臣 御指摘のとおり、農

林統計調査は、他の統計と比較して、みずから言うのはおかしいのでございますが、非常に本質的なものを含んでおりますので、大へん重要な統計調査だと私は思います。被害調査、生産費調査につきましても、農家経済調査団、国と地方公共団体といろいろ分野はあるといたしましても、国全体として必要な基礎調査をしております。あるいは農業共済再保険の支払い等についてもそうであります。また、米価につきましても、全国的な視野に立つての統計が必要であり、国の行政あるいは政治に最も必要な統計を扱っておるのが、農林統計だと私は自負いたしております。また、生鮮食料品の流通統計等、こういうものも、最近の情勢にたがいがいまして非常に必要調査になつてまいりましておられます。そういう意味におきまして、農林関係の調査は、ウエートが非常に重くなつていまして、また調査も誤りなきを期するために、一そう重きを置いてやっております。一そう重きを置いてやっております。ちやならぬと思つておられます。そこでいまの地方の食糧事務所、統計事務所等の出張所の統合等を行なつておられます。これは御承知のように、町村合併後、場所によりましては交通事情等もだいたい変わつておられます。ごく少数で出張所を持つておられる、ある程度一カ所に集まつておられる、調査にも便宜があるというふうな面を考慮してやっておりますのでございます。いたすにわたらないように、あるいは実態に即さないようなことがないように、注意をして統合等をやつていきたい。十分注意いたしたいと思つておられます。

○角屋委員 時間がまいりましたので終りますが、当面の農林省の機構改

革の問題は、ある意味ではごく技術的な一部の改正にとどまつておりますけれども、冒頭以来申し上げておりますように、非常にむずかしい条件の中で、日本の農業、農村の将来のがっちりした基礎づくりをするという非常にむずかしい時期に、しかもそういうことをやらなければならぬ時期に今日当面をしておるという情勢から見まして、農林大臣といたしましても、農政の問題を受け身ではなしに、前向きに、積極的に、関係の生産農家の方々が明るい展望を持って農村に定着できる条件というものを与える、そういう農政の総合政策というものを明らかにすると同時に、機構の問題についても、そういう立場から、今日の地すべり状況の中で問題を考へておられるのではないかと、この臨時行政調査会の考へ方というものに受け身で対処するのではなしに、もっと自信を持って、将来の日本経済の中における農業の位置づけという大前提の中でこの問題に対処する、こういうことでぜひやっていただきたいということを強く希望いたします。終わります。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる六月二日、午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時三分散會

